

吉田 利宏 Yoshida Toshihiro 元衆議院法制局参事

1987年衆議院法制局入局、15年にわたり法案や修正案の作成に参画。主な著書に「法律を読む技術・学ぶ技術」[改訂第3版] (ダイヤモンド社、2016年)「民法を読む技術・学ぶ技術」(ダイヤモンド社、2021年)など

債権の消滅時効

主観的起算点と客観的起算点

弁護士の友人がいます。いつもクールな彼ですが、お孫さんを語るときには普通のおじさんの顔に戻ります。「客観的にはともかく、主観的にはとてもかわいいよ」。もう目尻が下がりっぱなしです。それにしても、ただ「かわいい」とは言わず「客観的」とか「主観的」と言うのが法律家らしいところです。

「客観的」というのは「特定の立場を離れても」と表現できるかもしれません。「主観的」というのは「自分にとっては」と言い換えることができるでしょう。

今月は消滅時効の話をしましょう。消滅時効というのは、一定の期間、権利が使われない場合にその権利を消滅させるしくみのことです。長い間続いた事実を尊重するという意味合いと、権利をいつまでも行使しない者を保護する必要は無いという考え方が背景にあります。

民法166条1項は次のように規定しています。

(債権等の消滅時効)

第166条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

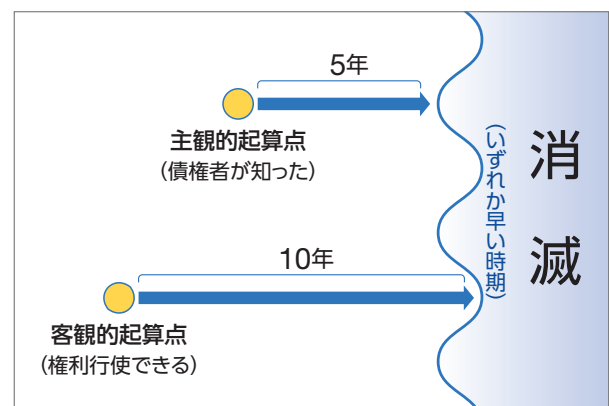
- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。

2・3 略

知っているようで知らないことも多い消滅時効。関連する用語とともに解説していきます。

簡単に言えば、権利を行使できることを知った時から5年経過するか、知っていなくとも権利行使できる時から10年経過すれば、権利は時効により消滅するのです。5年という期間は「債権者が知った」時がカウントのスタートとなりますので**主観的起算点**と表現されます。一方、10年という期間は、債権者が知ったかどうかとは関係ありませんから**客観的起算点**と表現されます。債権は、主観的起算点から5年経過か、客観的起算点から10年経過か、いずれか早い時期に消滅するのです(図)。

図 債権の消滅時効の起算点



2017年改正法による改正前は、契約の種類などによってこれより短い消滅時効(短期消滅時効)が定められていた例がたくさんありました。しかし、現在では多くが5年、10年のこの消滅時効に統一され、不法行為に基づく損害賠償請求権(20年)などに少し例外があるだけです。

時効の援用

「一定の期間、権利を行使しないとその権利は消滅する」と言いましたが、本当は少し正確ではありません。期間が経過するだけでは債権は消滅しないのです。

例えば、AさんがBさんにお金を貸していたとします。消滅時効が成立するために必要な期間が経過しても、それだけではAさんの債権は消滅せず、Bさんが「消滅時効のしくみを使います!」という意思表示をして、初めて裁判上、消滅が認められるのです。これを**時効の援用**といいます。ですから、時効を援用せずに「借りたお金はきっちり返す」とBさんがAさんに返済しても問題はなりません。

時効の完成猶予・更新

時効は客観的・主観的起算点から時のカウントが進んでいくわけですが、時効の完成を阻止する方法に**時効の完成猶予**と**時効の更新**があります(民法147条から161条)。時効の完成猶予というのは、時のカウントが途中で足踏みすることをいい、時効の更新というのは時のカウントが0に戻ることをいいます。

例えば、裁判外で債務を履行するよう求めることを**催告**といいます。催告には時効の完成猶予の効力があります。催告があった時から6カ月間、時効は完成しません。もちろん、「貸したお金を返してください」と訴えを起こす(**裁判上の請求**をする)ことも時効の完成猶予事由です。さらに、その裁判が確定するとその時点で時効は更新されます。裁判で権利が無いと判断されればそれまでですが、たとえ、その訴えを取り下げた場合でも、取り下げたから6カ月を経過するまでは時効の完成猶予が認められています。また、権利についての協議を行う旨の合意が書面でなされた場合、時効が完成猶予されます。合意は電磁的記録によってなされた場

合もOKです。原則として、これらの合意があった時から1年を経過するまで時効が完成しません。

時効の更新事由には、確定判決が出た場合、和解・調停が成立した場合などがあります。もちろん、債務者が債務を承認しても時効の更新がされます。「分割でどうですか」「一部だけでもお支払い可能ですよ」などの債権者の提案に応じて支払った場合には、債務を承認したことになります。

古い規定の適用

少し厄介なことをお話ししなければなりません。消滅時効のしくみは2017年改正により大きく変わりました。しかし、その改正法が施行された2020年4月1日(改正法施行日)以前に生じた債権は、依然として古い民法の規定が適用されます。また、債権が改正法施行日以後に生じたとしても、その原因となる契約が改正法施行日前であるなら、やはり古い民法の規定が働くのです。

先ほど少しだけ触れましたが、古い民法では契約の種類によって短期消滅時効がたくさん定められていました。例えば、飲食の代金や宿泊料は1年の、弁護士の職務に関する債権は2年の、医師の診察や薬剤師の調剤に関する債権は3年の消滅時効でした。また、商法では、商行為によって生じた債権は5年の消滅時効が定められていました。こうした消滅時効は現在の民法や商法には規定されていませんが、場合によっては古い規定が適用される場面が残っていますので注意が必要です。

引き出しを整理していたら、昔、娘がくれた「肩たたき利用券」が出てきました。幼い文字やイラストは10年以上前のものです。もう使えないとは知りながら、再び引き出しに戻す自分がありました。